

資 料

ドイツ「児童ならびに少年援助法」全訳（3・完）

岩 志 和 一 郎
鈴 木 博 人
高 橋 由 紀 子

第 4 章 社会データの保護

第61条（適用範囲）

- (1) 少年援助の中で社会データを収集、処理および利用する場合における社会データの保護については、第1編第35条、第10編第67条ないし85条 a、ならびに以下の規定が適用される。前文に掲げる規定は、本編の諸任務を実行する限りにおいて、公的少年援助の担体のすべての機関について適用される。郡に属する、地域担体ではない市町村および市町村組合による本編の諸任務の実行については、第1文および2文が準用される。
- (2) 官庁保護人、官庁後見人、補佐人ならびに後見監督人としての少年局の活動の枠内で社会データを収集、処理および利用する場合における社会データの保護については、第68条のみが適用される。
- (3) 少年刑事手続に協力する場合における少年局による社会データの収集、処

理および利用については、少年裁判所法の規定が適用される。

- (4) 民間の少年援助の担体の施設およびサービスが必要とされるときには、社会データの収集、処理および利用の場合における社会データの保護が相応の方法で保障されることを確保しなければならない。

第62条（データの収集）

- (1) 社会データは、それを知ることがその時々々の任務の履行のために必要な限りにおいてのみ、収集することが許される。
- (2) 社会データは関係者の関与の下に入手されなければならない。収集の法的根拠、収集の目的および処理または利用の目的が明白でない限りにおいて、関係者にはこれを説明しなければならない。
- (3) 以下に掲げるいずれかの場合に限り、関係者の協力がなくても社会デー

データを収集することが許される。

1. 法律の規定がこの旨を規定し、または許容している場合。
2. 関係者の関与の下に社会データを収集することが不可能である場合、もしくはその時々々の任務の性格により他者の関与の下に収集することが必要な場合であって、かつ当該データを知ることが次のいずれかの事柄のために必要である場合。
 - a) 本編の給付の要件の確認または給付の履行。
 - b) 第10編第50条の給付の返還のための要件の確認。
 - c) 第42条ないし48条 a の任務の実行。
 - d) 本編の給付の供与のための要件である裁判所の決定。
3. 関係者の関与の下に収集することが不相当な費用を要する場合であって、かつ関係者の保護に値する利益が侵害されるということについて根拠が存在しない場合。
- (4) 関係者が同時に受給権者もしくはその他給付に関わりを有する者ではない場合において、当該データを知ることが本編の給付の供与のために必要であるときは、受給権者もしくはその他給付に関わりを有する他者の関与の下においてもデータを入手することが許される。第1文は第2条3項にいう他の任務の履行について準用される。

第63条（データの蓄積）

- (1) 社会データは、その時々々の任務の履行のために必要な限りにおいて、文書およびその他のデータ記憶媒体に蓄積することができる。
- (2) 公的青少年援助のさまざまな任務の履行のために収集したデータは、直接的

な関連があるために必要である場合に、かつその限りにおいてのみ、文書またはその他のデータ記憶媒体に集積することが許される。第2条2項にいう給付の目的のために収集したデータおよび第2条3項にいうその他の任務のために収集したデータは、その時々々の任務の履行のために必要な限りにおいてのみ、集積することが許される。

第64条（データの伝達および利用）

- (1) 社会データはそれを取集した目的のために伝達し、または利用することが許される。
- (2) 第10編第69条の任務の履行のための伝達は、第1項の規定にかかわらず、伝達によって供与される給付の成果が疑わしくならない限りにおいてのみ、許容される。
- (3) 社会データは、公的青少年援助の担体においては、第80条にいう計画立案の目的のために蓄積し、または利用することが許される。その場合、社会データは遅滞なく匿名化されなければならない。

第65条（個人的および教育的援助における特別の信頼保護）

- (1) 公的青少年援助の担体の職員は、個人的および教育的援助を目的としてその者に託された社会データを、次のいずれかの場合に限り、他に転送することができる。
 1. データを託した者の承諾がある場合。
 2. 第50条3項の任務を遂行するために後見裁判所または家庭裁判所に伝達する場合において、児童もしくは少年の福祉の危険が迫り、伝達が必要であれば、給付の供与に必要な裁判所の決定が不可能となる可能性がある

場合。

3. 刑法典第203条1項または3項に掲げられた者の一人が伝達の権限を持ち得る要件が備わっている場合。

職員が託された社会データを他に転送する場合には、その受領者は、職員がそのデータを権限をもって受け取った目的のためにのみ、そのデータをさらに他に転送することが許される。

(3) 官庁間で第1項のデータの転送禁止がある限りにおいて、第1編第35条3項も適用される。

第66条 削除

第67条（関係者への情報提供）

第10編第83条の定めに従って、関係者には、申立により、文書またはその他のデータ記憶媒体に蓄積された自己の身上に関するデータの情報が提供されなければならない。

第68条（補佐、官庁保護ならびに官庁後見の範囲の社会データ）

(1) 補佐、官庁保護または官庁後見の職務執行を委ねられた公務員は、自己の任務を履行するために必要な限りにおいて、社会データを収集し、処理し、または利用することが許される。管轄機関による監督、統制または会計検査

を目的とした社会データの利用ならびに管轄機関への伝達は、個別事例を考慮して許容される。

(2) データの消去ならびに遮断には、第10編第84条2項、3項および6項が準用される。

(3) 補佐、官庁保護または官庁後見に付されていた者は、満18歳に達した後は、第三者の正当な利益と対立しない限りにおいて、文書またはその他のデータ記憶媒体の中に蓄積されている自己の身上に関する情報を知る権利を有する。満18歳に達する前は、その者が必要な弁識能力と判断能力を有しており、かつ第三者の正当な利益と対立しない限りにおいて、蓄積された情報をその者に知らせることができる。

(4) 社会データを伝達された人または機関は、そのデータがそれらの人または機関に、第1項により権限をもって伝達された目的のためにのみ、これを処理し、または利用することが許される。

(5) 後見監督人としての少年局の活動については、第1項ないし4項が準用される。

第5章 少年援助の担体、協力、全体責任

第1節 公的少年援助の担体

第69条（公的少年援助の担体、少年局、州少年局）

(1) 公的少年援助の担体は、地域担体および広域担体である。地域担体は、郡および郡に属さない都市である。何が

広域担体であるかは州法が定める。

(2) 州法は、本編の任務の履行のための給付能力が保証されるときは、申立により郡に属する市町村も地域担体に指定されると定めることができる。州法

は、郡が本編の任務の履行を確保することができない場合に、郡の他の市町村においてどのような方法で確保するかを定める。この場合において、郡に属する地域担体としての市町村によって郡の全地域がカバーされるときは、その郡は地域担体ではない。

- (3) 本編の任務の実行のために、各地域担体ごとに一つの少年局を、各広域担体ごとに一つの州少年局を設置する。
- (4) 複数の地域担体および複数の広域担体は、それが別の州に属している場合であっても、個別の任務の遂行のために共同の施設およびサービスを設けることができる。
- (5) 地域担体ではない、郡に属する市町村および市町村組合は、その地域のために少年援助の任務を実行することができる。この任務の立案および実行は、その要点において地域担体と調整されなければならない。これによって地域担体の全責任は影響を受けない。民間の少年援助の担体との協力については、第4条、74条、76条ならびに77条が準用される。詳細は州法が定める。

第70条 (少年局および州少年局の組織)

- (1) 少年局の任務は、少年援助委員会および少年局の当局によって実施される。
- (2) 公的少年援助の領域における日常の管理業務は、地域団体の当局の長により、またはその者の委託があるときは少年局の当局の長により、議会および少年援助委員会の規約と決議の枠内で行われる。
- (3) 州少年局の任務は、州少年援助委員会により、および州少年局当局により、規約および州少年局の使用に供さ

れた予算の枠内で実行される。日常の管理業務は州少年局の当局の長により、州少年援助委員会の規約と決議の枠内で行う。

第71条 (少年援助委員会、州少年援助委員会)

- (1) 少年援助委員会には議決権を有する委員として、以下の者が所属する。
 1. 議決権の5分の3を割り当てられた公的少年援助の担体の議会の議員、またはその議会によって選出された少年援助の経験を有する女子および男子。
 2. 議決権の5分の2を割り当てられた、公的担体の地域で活動している認可された民間の少年援助の担体の提案に基き、議会によって選出された女子および男子。この場合において、少年団体および福祉団体の提案は相応に考慮されなければならない。
- (2) 少年援助委員会は少年援助のすべての事務、とりわけ次の事務に関わる。
 1. 若者およびその家族の目下の問題状況の議論と、少年援助のさらなる発展についての示唆および提案。
 2. 少年援助計画の立案。
 3. 民間の少年援助の助成。
- (3) 少年援助委員会は、議会によって準備された予算、議会によって定められた規約、および下された決議の枠内で、少年援助の事務について議決権を有する。少年援助委員会は、少年援助に関して議会が決議を行う前、および少年局の長の任用の前には意見を徴されるものとし、また議会に提案を行う権利を有する。少年援助委員会は、必要に応じて開催され、また議決権者の5分の1以上の申し出により召集され

なければならない。少年援助委員会の会議は、公共の福祉、個人もしくは保護を必要とする団体の正当な利益に反しない限り、公開で行われる。

- (4) 州少年援助委員会には、州少年局の地域で活動している認可された民間の少年援助の担体の提案に基づき、最上級州少年官庁によって任命された、議決権の5分の2を割り当てられた女子および男子が所属する。その他の委員は、州法によって定める。第2項が準用される。
- (5) 詳細は州法が定める。州法は、少年援助委員会への審議権のみを有する委員の帰属を定める。州法は、地域団体の当局の長または少年局の当局の長が、第1項1号に従い、議決権を有すると決定することができる。

第72条（職員，研修）

- (1) 公的少年援助の担体は、少年局およ

び州少年局に、その人格に照らしてその時々々の任務に適合し、かつ当該任務に適った専門教育を受けた者（専門家）、またはソーシャルワークにおける特別の経験によって当該任務を実行できる者のみを、専任として雇用するものとする。その時々々の任務が必要とする限りにおいて、その任務の履行を専門家または相応の追加的専門教育を受けた専門家に委託することができる。その時々々の任務が必要とする限りにおいて、多様な専門分野の専門家が協力するものとする。

- (2) 少年局または州少年局の管理職は、原則として専門家だけに委ねられるものとする。
- (3) 公的少年援助の担体は、少年局および州少年局の職員の研修とスーパーヴィジョンを確保しなければならない。

第2節 民間の少年援助との協力，ボランティア活動

第73条（ボランティア活動）

ボランティアで少年援助の活動をしている者は、その活動に関して指導、助言および支援を受けるものとする。

第74条（民間の少年援助の助成）

- (1) 公的少年援助の担体は、少年援助の領域における民間の活動を喚起するものとする。公的少年援助の担体は、当該担体が以下の要件をすべて満たすときに、その活動を助成するものとする。
1. 計画された処置のための専門的要件が満たされていること。
 2. 目的に適いかつ効率的な資金の使用が保証されていること。
 3. 公益目的であること。

4. 相応の自己負担がなされていること。

5. 基本法の目的を推進する活動であることが保証されること。

長期にわたる助成を得るには、通常、第75条の民間の少年援助の担体としての認可が要件とされる。

- (2) 本編の給付の供与を可能にするために民間の少年援助により施設、サービスおよび行事が創設される限りにおいて、その助成は、当該施設、サービスおよび行事を少年援助計画に従い、かつ第9条所掲の原則を遵守して提供する準備があることを条件とする。第4条1項は影響を受けない。
- (3) 助成の方法ならびに程度について

は、公的青少年援助の担体が、使用可能な予算の枠内で、義務に合った裁量により決定する。複数の申立者が助成の要件を充たし、かつそれらの予定する処置が同等に適切であるが、必要の充足のためには一つの処置で足りる場合には、前文の規定を準用する。自己負担の査定に当たっては、異なった財力およびその他の事情が考慮されなければならない。

- (4) 他に同等に適切な処置がある場合には、関係者の利益をより強く目指し、かつその処置の内容形成に対する関係者の影響力の行使が保証されるものを優先するものとする。
- (5) 複数の担体の同種の処置を助成する場合には、それら担体の自己負担を考慮して、同じ原則と基準を当てはめなければならない。民間の青少年援助と公的青少年援助の同種の処置が実施されるときは、その助成に当たり、公的青少年援助の処置の財政に適用される原則と基準を適用しなければならない。
- (6) 青少年援助の承認された担体の助成は、専任職員、兼任職員およびボランティア職員の研修のための費用、ならびに少年事業の領域における少年余暇に代わるものおよび少年教育に代わるものの設置および維持の費用も含むものとする。

第75条 (民間の青少年援助の担体としての承認)

- (1) 次の要件をすべて充たすときは、その法人および人的団体は、民間の青少年援助の担体として承認されることができる。
 1. 第1項にいう青少年援助の領域において活動していること。
 2. 公益目的であること。

3. 専門的ならびに人的な要件に照らして、青少年援助の任務の履行のために些少とはいえない寄与をする能力があると期待されること。

4. 基本法の目的を推進する活動であることが保証されること。

- (2) 青少年援助の領域において最低3年間活動してきたものは、第1項の要件の下で、民間の青少年援助の担体としての承認を請求することができる。
- (3) 公法上の教会および宗教団体ならびに連邦規模で連合する民間の福祉事業の団体は、承認された民間の青少年援助の担体である。

第76条 (承認された民間の青少年援助の担体の他の任務の履行への関与)

- (1) 公的青少年援助の担体は、承認された民間の青少年援助の担体を、第42条、43条、50条ないし52条 a、および53条2項ないし4項の公的青少年援助の任務の実施に関与させ、または民間の青少年援助の担体にそれらの任務の履行を委ねることができる。
- (2) 公的青少年援助の担体は、任務の履行について責任を持續する。

第77条 (費用の額に関する合意)

民間の青少年援助の担体の施設およびサービスをわずらわせるときは、利用の費用の額に関しては公的青少年援助と民間の青少年援助との間で合意に努めなければならない。詳細は州法が定める。第78条 a ないし78条 b は影響を受けない。

第78条 (事業共同体)

公的青少年援助の担体は、公的青少年援助の担体と並んで承認された民間の青少年援助の担体ならびに助成された処置の担体が代表として参加する、事業共同体の形成に努めるものとする。事業共同体においては、それぞれの計画した処置を調整

し、相互に補充するよう努めるものとする。

第3節 サービス提供に関する合意、報酬ならびに質の向上

第78条 a（適用範囲）

(1) 第78条 b ないし78条 g の規制は、以下の給付等の提供について適用される。

1. 社会教育学的視点を伴った居住形式における世話と宿舍の提供（第13条3項）
2. 母または父と子のための共同居住形式における給付（第19条）
3. 就学義務の履行のための児童ならびに少年の必要的収容に関する支援のための給付（第21条2文）
4. 以下に掲げる教育援助
 - a) デイグループでの教育（第32条）
 - b) ホームもしくはその他の世話を受ける居住形態での教育（第34条）
 - c) 自己の家庭外で行われる、集中的な社会教育学的個別の世話での教育（第35条）
5. 心的な障害を有する児童もしくは少年に対する、以下の施設等での統合援助
 - a) その他の一時入所型の施設（第35条 a 2 項 2 号）
 - b) 入所型施設ならびにその他の居住形態（第35条 a 2 項 4 号）
6. 第4号ならびに5号所掲の給付に相応する限りにおける、若年成年者に対する援助（第41条）
7. 第4号ないし6号の給付と関連して供与される限りにおける、扶養給付（第39条）。但、第39条2項3文は影響を受けない。

(2) 州法は、第78条 b ないし78条 g は本編のその他の給付および児童ならびに少年の保護のための一時的処置に適用される旨、定めることができる。

第78条 b（給付報酬の支払の要件）

(1) 給付の全部または一部が施設内で行われた場合において、当該施設の担体またはその組合と以下の事項のすべてについて合意を締結していたときは、公的少年援助の担体は給付受給権者に対し、報酬の支払いの義務を負う。

1. 給付提供の内容、範囲および質（給付に関する合意）
2. 給付の提供ならびに経営に必要な投資のためのさまざまな報酬（報酬に関する合意）
3. 給付の質の評価のための原則および基準ならびに質の保証のための適切な処置（質の向上に関する合意）

(2) 合意は、給付能力、財政ならびに節約の原則を考慮して、給付の実行に適した担体と締結されなければならない。

(3) 第1項所掲の給付のうちの一つが締結されていないときは、公的少年援助の担体は、給付報酬の支払いがとくに援助計画（第36条）に従って個別事例において必要である場合に限り、給付報酬を支払う義務を負う。

第78条 c（給付に関する合意および報酬に関する合意の内容）

(1) 給付に関する合意は、とくに、以下の主要な給付要件を定めなければならない。

1. 給付提供の方法、目的ならびに質

2. 施設内で世話を受ける人の規模
3. 必要な物的ならびに人的な設備
4. 職員の質
5. 施設の経営に必要な設備

合意の中で、施設の担体が給付の実行を義務づけられる要件を取り決めることができる。施設の担体は、給付提供が、第78条 a 1 項の給付の実行のために適切ならびに十分であり、目的に合致し、かつ経済的であることを保証しなければならない。

- (2) 報酬は給付に適合したものでなければならない。報酬に関する合意は、給付に関する合意ならびに質の向上に関する合意の中で定められた給付ならびに質の要件を基礎とする。投資のための報酬の増額は、管轄する公的少年援助の担体が投資の処置にあらかじめ同意した場合に限り、要求することができる。公的資金からの助成を計算に入れることができる。

第78条 d (合意期間)

- (1) 第78条 b 1 項の合意には、将来に向けた一定の期間 (合意期間) を付することができる。事後的な補正は許されない。
- (2) 合意は、その合意中に定められた時点で発効する。発効時点が定められていないときは、合意はその締結の日が発効する。定められた合意より発効を遡及させる合意は許されない。但、前段の規定は、仲裁機関への申立の時点以降の期間に関する仲裁機関の面前での合意については適用されない。合意期間が経過した後、新しい合意の発効までは、合意された報酬が効力を有する。
- (3) 報酬に関する合意の基礎となっている仮定に予想し得ない重大な変化が生

じたときは、合意の当事者の一方の要求により、合意期間進行中において、報酬を新たに交渉することができる。

第1項および2項が準用される。

- (4) 1999年1月1日より前に締結された第78条 1 項の給付の実行に関する合意は、新たな合意が発効するまでは、効力を有する。

第78条 e (合意の締結に関する地域管轄)

- (1) 州法で別段の定めがない限り、第78条 b 1 項の合意の締結については、施設が存する地域の少年援助の地域担体が管轄する。この担体によって締結された合意は、すべての地域担体を拘束する。
- (2) 施設内で、主として別の地方担体が供与を管轄する給付が実行される場合には、第1項により管轄を有する担体は、この別の地方担体の意見を聴取しなければならない。
- (3) 州レベルの市町村の統合機関および民間の少年援助の担体の連合ならびに各州におけるその他の給付実行者の連盟は、地域単位または州単位の委員会を設置することができる。この委員会には、第1文所掲の連合ならびに連盟の構成員の委託を受けて、第78条 b 1 項の合意を締結することができる。州法は、第85条 2 項 5 号および 6 号の任務の実行について管轄する官庁の参加を予定することができる。

第78条 f (大枠の合意)

州レベルの市町村の統合機関は、民間の少年援助の担体の連合およびその他の州レベルの給付実行者の連盟と、第78条 b 1 項の合意の内容に関する大枠の合意を締結することができる。第85条 2 項 5 号および 6 号の任務の実行について管轄する官庁を、参加させることができる。

第78条 g（仲裁機関）

- (1) 州には紛争および衝突があった場合に備えた仲裁機関が設置されなければならない。仲裁機関は、中立な長と、同数の公的少年援助の担体の代理人ならびに施設の担体の代理人によって構成されなければならない。構成員の時間の消費は補償されなければならない。現金の支出は返還されなければならない。仲裁機関の利用については、手数料を徴取することができる。
- (2) 当事者の一方が書面により審議を要請してから6箇月以内に第78条 b 1 項の合意が成立しなかったときは、仲裁機関は当事者の一方の委託により、遅滞なく、合意を達成することができなかった事項について審判をする。この審判に対しては、行政裁判所に対する出訴が認められる。この訴えは、両当事者の一方に対して向けられるものであり、仲裁機関に向けられるもので

はない。事前手続における審判の再審査は必要とされない。

- (3) 仲裁機関の審判は、審判中に定められた時点に発効する。発効の時点が定められていないときは、仲裁機関の取り決めは仲裁機関への委託がなされた日に発効する。発効の時点より前に、報酬の取り決めを遡及させることは許されない。他に、第78条 d 2 項 4 文および3項が準用される。
- (4) 州政府は、以下の事項につき、法律命令によって詳細を定めることができる。
1. 仲裁機関の設置
 2. 仲裁機関の構成員の人数、任命、任期ならびに職務の執行
 3. 現金の支出の返還および構成員の時間の消費に対する補償
 4. 業務の執行、手続、手数料の増額および額、ならびに費用の配分
 5. 法的監督

第4節 全責任、少年援助計画の立案**第79条（全責任、基本装備）**

- (1) 公的少年援助の担体は、本編の任務の遂行のために、計画立案の責任を含む全責任を負う。
- (2) 公的少年援助の担体は、本編の任務の遂行のために必要かつ適切な施設、サービスおよび行事が、様々な教育の基本方針に対応して適切な時期にかつ十分に利用できるよう保証するものとする；これにはとくに、保護人、後見人および養育人も含まれる。公的少年援助の担体は、少年援助のために準備された予算から、適切な割合を少年事業に支出しなければならない。
- (3) 公的少年援助の担体は、少年局と州

少年局の十分な装備に配慮しなければならない；これには必要に応じた数の専門家も含まれる。

第80条（少年援助計画の立案）

- (1) 公的少年援助の担体は、その計画立案責任の枠内で以下のことをしなければならない。
1. 施設ならびにサービスの現況を確認すること
 2. 若者および身上配慮権者の中期的な希望、欲求ならびに利益を考慮して、必要を調査すること
 3. 必要を充足するために不可欠な計画を適切な時期にかつ十分に立案すること；その際、予測されなかった

- 必要も充足されうるように備えなければならない。
- (2) 施設およびサービスはとりわけ、
1. 家庭内および社会的環境内のコンタクトが維持され、かつ育まれることができ、
 2. 可能な限り効果的で多様な、かつ相互に調和の取れた少年援助給付の提供が保障され、
 3. 危険な生活領域と居住領域にいる若者と家族がとくに助成され、
 4. 父母が家庭内での任務と職業活動を互いにより良く調和させることができるように
- 計画されるものとする。
- (3) 公的の少年援助の担体はその計画立案のあらゆる段階で、認可された民間少年援助担体を早期に参加させなければならない。この目的のために、公的の少年援助の担体は少年援助委員会により意見を聴取され、それらが広域で活動する限りにおいては、広域担体の少年援助計画立案の枠内で州少年援助委員会により意見を聴取されなければならない。詳細は州法が定める。

- (4) 公的の少年援助の担体は、少年援助計画と地域および広域の他の計画が相互に調和し、かつそれらの計画が総体として若者とその家族の欲求と利益を考慮するよう努めるものとする。

第81条 (他の機関および公的施設との協力)

公的の少年援助の担体は、その活動が若者とその家族の生活状況に影響を及ぼす他の機関および公的施設、とりわけ以下の機関および施設とその任務および権限の枠内で協力しなければならない。

1. 学校ならびに学校行政当局
2. 職業上の養成教育および継続教育の施設ならびに機関
3. 公的健康サービス施設ならびに機関およびその他の健康サービス施設
4. 連邦労働幹旋機関
5. 他の社会給付の担体
6. 営業監察局
7. 警察ならびに公安局
8. 司法執行官庁
9. 専門職養成、継続教育ならびに研究の施設

第 6 章 中央の任務

第82条 (州の任務)

- (1) 最上級州少年官庁は公的ならびに民間の少年援助担体の活動および少年援助のさらなる発展を喚起し促進しなければならない。
- (2) 州は施設とサービス提供の均一な拡充をめざさなければならない。少年局ならびに州少年局をその任務の遂行の際に支援しなければならない。

第83条 (連邦の任務、連邦少年理事会)

- (1) 専門的に管轄権を有する最上級連邦官庁は、少年援助の活動が広域的な重要性をもち、かつその種類に応じて一州単独では効果的に促進されることができない限りにおいて、それを喚起し促進するものとする。
- (2) 連邦政府は少年援助の基本的な問題について専門家審議会 (連邦少年理事会) により助言される。詳細は連邦政府が行政規則により定める。

第84条（少年報告書）

(1) 連邦政府は連邦議会および連邦参議院に、被選期間ごとに、若者の状況と少年援助の努力と成果についての報告書を提出する。報告書は、現況の記録と分析とともに少年援助のさらなる発展のための提案を含むものとする。報告書は三回ごとに、少年援助の全体状

況についての概観を述べるものとする。

(2) 連邦政府は報告書の作成を、最大7人の専門家により構成される委員会（少年報告書委員会）にそのつと委託する。連邦政府は、政府が必要と思う結論を含めた見解を添付する。

第7章 管轄，費用の支払い**第1節 事物管轄****第85条（事物管轄）**

(1) 本編に定める給付の供与ならびにその他の任務の遂行については、広域担体が事物管轄を有しない限り、地域担体が事物管轄を有する。

(2) 広域担体は以下の事項につき事物管轄を有する。

1. 地域担体への助言ならびに本編に定める任務の遂行のための勧告の展開

2. とりわけ教育援助、心的障害を有する児童ならびに少年のための統合援助、および若年成年者のための援助を行なうに当たり、必要に応じたサービス提供の計画立案と確保に際して地域担体と認可された民間少年援助担体の間の協力促進

3. 施設、サービスならびに催事が地域の需要を超える限りにおいて、それらの喚起と助成、およびそれらの創設と運営；これにはとくに学校教育もしくは職業教育を提供する施設ならびに少年教育の場が含まれる

4. 少年援助のさらなる発展のための

モデル計画の立案、喚起、助成ならびに実行

5. 32条ないし35条 a による援助を供与する際の地域担体への助言、とりわけ困難な個別事例における施設の選択もしくは養育人の斡旋に際しての助言

6. 施設にいる児童ならびに少年の保護のための任務の引き受け（45条ないし48条 a）

7. 計画立案中ならびに経営の間、施設の担体への助言

8. 少年援助の職員の研修

9. すでに国内で提供された給付の継続でない限りにおいて、外国にいるドイツ人への給付の提供（6条3項）

10. 社団法人による保護もしくは後見引き受けのための許可の付与（54条）

(3) 地域の範囲内で、第2項3号、4号、7号ならびに8号の任務は、地域担体によっても引き受けられることができる。

(4) 本法施行の日に有効な州法上の規則で、第45条ないし48条aに定められている任務、およびそれと結びついた第2項2号ないし5号、ならびに7号の任務を中級の州官庁に割り当てている規則、もしくはその任務が幼稚園とその他の児童のための昼間施設に関係

する場合は下級の州官庁に割り当てている規則は影響を受けない。

(5) 州が広域担体の場合は、州法により1993年6月30日までは、その任務のうちの個別任務は公的少年援助の担体でない公法上の他の団体に委ねられることができる。

第2節 地域管轄

第1款 給付のための地域管轄

第86条 (児童、少年およびその父母への給付の地域管轄)

(1) 本編による給付は、父母の常居所がある地域の担体が管轄を有する。父性が承認されていないか、もしくは裁判で確定されていない場合は、母が父母の地位に立つ。父母の一方のみが生存しているときは、その者の常居所が基準となる。

(2) 父母が異なる常居所を有するときは、身上配慮権者である父または母の常居所がある地域の担体が管轄を有する；その者から身上配慮の個別の事務が剥奪されているときも同様である。第1文の場合に身上配慮が父母に共同で帰属しているときは、管轄は、給付の開始前、児童もしくは少年が最後に常居所としていた父または母の常居所による。第2文の場合に児童もしくは少年が最後に父母双方のもとで常居所を有していたときは、管轄は、給付の開始前に児童もしくは少年が最後に事実上の滞在所としていた父または母の常居所による。第2文の場合に、児童もしくは少年が、給付の開始前6ヶ月間、父母のどちらのもとでも常居所を

有していなかったときは、当該児童もしくは少年が給付の開始前に最後に常居所を有していた地域の担体が管轄を有する；児童もしくは少年が最後の6ヶ月間常居所を有していなかったときは、管轄は、給付の開始前の児童もしくは少年の事実上の滞在所による。

(3) 父母が異なる常居所を有し、かつ身上配慮がそのどちらにも帰属しない場合は、第2項2文および4文が準用される。

(4) 父母、もしくは第1項ないし第3項で定める父母の一方が国内に常居所を持たないか、常居所が確定できないか、または死亡しているときは、管轄は、給付開始前の児童もしくは少年の常居所による。児童もしくは少年が給付開始前最後の6ヶ月間常居所を持たなかったときは、児童もしくは少年が給付の開始前に事実上滞在していた地域の担体が管轄を有する。

(5) 給付の開始後に父母が異なる常居所を定めたときは、身上配慮権者たる父もしくは母の常居所がある地域の担体が管轄を有することになる；その者から身上配慮の個別の事務が剥奪されているときも同様である。身上配慮が父母に共同で帰属するか、またはどちらにも帰属しない場合は、従前の管轄が

継続する。第4項が準用される。

- (6) 児童もしくは少年が2年間、養育人のもとで暮らし、かつ養育人のもとに長期間滞在することが見込まれるときは、第1項ないし第5項までと異なり、養育人の常居所がある地域の担体が管轄を有するか有することになる。当該担体は父母に、そして父母に身上配慮が帰属しないか、または一部のみ帰属する場合は身上配慮権者に、管轄の変更について報告しなければならない。養育人のもとでの滞在が終了する場合は第1文による管轄は終了する。
- (7) 庇護を求めるか、または庇護の申請をした児童もしくは少年については、その者が給付開始前に事実上滞在していた地域の担体が管轄を有する；緊急一時保護が給付の供与に先行するときは、第87条の管轄が継続する。その者が配置手続に服しているときは、地域の管轄は権限のある州官庁の割当て決定による；割当て決定までは第1文が準用される。地域管轄の特定のために基準となる者が他の公的少年援助の担体の領域内に常居所を定めるまで、第1文もしくは第2文で定める地域管轄は、庇護手続終了後も継続する。3ヶ月間までの給付の中断は考慮されない。

第86条 a（若年成年者への給付の地域管轄）

- (1) 若年成年者への給付については、給付の開始前に若年成年者の常居所がある地域の担体が管轄を有する。
- (2) 若年成年者が、教育、ケア、世話、治療もしくは刑の執行のための施設またはその他の居住施設に滞在する場合は、地域管轄は施設またはその他の居住施設への受け入れ前の常居所によ

る。

- (3) 若年成年者が常居所を持たないときは、管轄は第1項で定める時点でのその者の事実上の滞在所による；第2項は影響を受けない。
- (4) 第13条3項もしくは第21条の給付が18歳に達した後も継続して行われるか、またはこれらの給付の一つ、第19条の給付もしくは第27条ないし第35条 a までの援助が第41条の若年成年者のための援助に先行するときは、この時点まで管轄を有していた地域担体が管轄を継続する。その際、3ヶ月間までの援助給付の中断は考慮されない。第41条の若年成年者のための援助が終了し、3ヶ月以内に新たに第41条の若年成年者のための援助が必要になったときは、第1文および第2文が準用される。

第86条 b（母と子または父と子のための共同居住施設における給付の地域管轄）

- (1) 母と子または父と子のための共同居住施設における給付については、給付の開始前に第19条が定める給付権利者の常居所があった地域の担体が管轄を有する。第86条 a 2項は準用される。
- (2) 給付権利者が常居所を持たないときは、管轄は、第1項で定める時点での事実上の滞在所による。
- (3) 第27条ないし第35条 a までの援助、または第13条3項、第21条もしくは第41条の給付が本条の給付に先行するときは、従前の管轄を有していた地域担体が継続して管轄を有する。その際、3ヶ月間までの援助給付の中断は考慮されない。

第86条 c（管轄変更の際の継続的な給付義務）

地域管轄が変更するときは、新しく管

轄を有する地域担体が給付を継続するまでの間、従前の管轄を有していた地域担体が給付の供与を義務付けられる。管轄変更の根拠となる事情を知った地域担体は、他方の担体にそれについて遅滞なく報告しなければならない。

第86条 d (一時的活動義務)

地域管轄が確定しないか、または管轄を有する地域担体が活動しないときは、児童もしくは少年、若年成年者もしくは第19条の給付の場合は給付権利者が給付開始前に事実上滞在していた地域の担体が、一時的に活動を義務づけられる。

第 2 款 その他の任務のための地域管轄

第87条 (児童ならびに少年の保護のための一時的措置の地域管轄)

児童もしくは少年の緊急一時保護(第42条)および身上配慮権者の同意無しに行う児童もしくは少年の連れ出し(第43条)については、児童もしくは少年が措置の前に事実上滞在していた地域の担体が管轄を有する。

第87条 a (許可, 報告義務ならびに禁止の地域管轄)

- (1) 許可の付与, 許可の取消しもしくは撤回(第44条)については、養育人の常居所がある地域の担体が管轄を有する。
- (2) 施設もしくは自主的なその他の居住施設経営の許可の付与, およびこれらの許可の取消しもしくは撤回(第45条 1 項, 2 項, 第48条 a), 現場審査(第46条, 第48条 a), 報告の受領(第47条 3 項, 第48条 a), 報告義務の免除(第47条 3 項, 第48条 a) および施設長もしくは従業員その後の勤務の禁止(第48条, 第48条 a) について

は、施設もしくはその他の居住施設が存する広域の担体もしくは州法で定められた官庁が管轄を有する。

- (3) 現場審査(第46条, 第48条 a) への協力については、施設もしくは自主的なその他の居住施設が存する地域の担体が管轄を有する。

第87条 b (裁判手続への協力の地域管轄)

- (1) 裁判手続への協力(第50条ないし第52条)のための少年局の管轄については、第86条 1 項ないし 4 項が準用される。手続の開始時に満18歳に達した若者に対する少年裁判所法による手続への参加については、第86条 a 1 項および 3 項が準用される。

- (2) 第 1 項により定められた管轄は、手続の終結まで存続する。少年裁判所法による手続中の少年もしくは若年成年者が、手続終結前の最後の 6 ヶ月を司法刑務所で過ごしたときは、管轄は、刑務所からの釈放後も、少年もしくは若年成年者が新しい常居所を定めるまで継続するが、最長で釈放後 6 ヶ月の期間である。

- (3) 地域管轄が確定しないか、または管轄を有する地域担体が活動しないときは、第86条 d が準用される。

第87条 c (補佐, 官庁保護, 官庁後見ならびに第58条 a による情報)

- (1) 民法第1791条 c による後見については、母の常居所がある地区の少年局が管轄を有する。民法第1592条 1 号もしくは 2 号による父性が否認により取り消された場合は、決定が確定する時点での母の常居所が基準となる。母の常居所が確認できないときは、地域管轄は母の事実上の滞在所による。
- (2) 母が常居所を他の少年局の区域に定めたときはすぐに、官庁後見を行って

いる少年局は、他の区域の少年局に官庁後見の続行を申請しなければならない；申請は、他の少年局、父母のどちらか一方および児童もしくは少年の正当な利益を主張する者によっても、官庁後見を行っている少年局になされることができる。後見はこの少年局に対する他の少年局の表明で移行する。辞任する少年局は、移行を後見裁判所および父母それぞれに遅滞なく報告しなければならない。申立の拒絶に対しては、後見裁判所に介入を依頼することができる。

- (3) 後見裁判所の選任により開始した保護と後見については、児童もしくは少年の常居所がある区域の少年局が管轄を有する。児童もしくは少年が常居所を持たないときは、管轄は、選任の時点での児童らの事実上の滞在所による。児童もしくは少年が常居所を変更するか、または第2文の場合で児童もしくは少年の福祉が必要とするときは直ちに、少年局は後見裁判所に解除の申立をしなければならない。第1文ないし第3文は、少年局の後見監督に準用する。
- (4) 養子縁組手続の枠内で開始する後見については、養親となる者の常居所がある区域の少年局が管轄を有する。
- (5) 第52条 a の助言と支援、および補佐については、第1項1文と3文が準用される。単独配慮権者である父または母が常居所を他の少年局の区域に定めたときはすぐに、補佐を行っている少年局は、他の区域の少年局に補佐の続行を申請しなければならない；第2項2文と第86条 c は準用される。
- (6) 第58条 a の文書による情報の提供については、第1項が準用される。民

法第1626条 d 2 項の報告、および民法施行法第224款第2条5項の報告は、児童の出生地を管轄する少年局に対してなされる；第88条1項2文は準用される。第2文により管轄を有する少年局は、第1文により管轄を有する少年局の要請に応じ、民法第1626条 d 2 項もしくは民法施行法第224款第2条5項の報告が存在するかどうかを報告する。

第87条 d（後見制度におけるその他の任務の地域管轄）

- (1) 第53条の任務の遂行については、保護人もしくは後見人の常居所がある地域の担体が管轄を有する。
- (2) 権利能力のある団体による保護または後見の引き受け（第54条）のための許可の付与については、団体がその本拠を有する広域の担体が管轄を有する。

第87条 e（証書作成と認証の地域管轄）

第59条の証書作成と認証については、各少年局の証書作成者が管轄を有する。

第88条（外国での滞在における地域管轄）

- (1) 外国における少年援助給付の供与については、若者が出生した場所を含む広域の担体が管轄を有する。出生地が外国にあるか、または調査できないときは、ベルリン州が管轄を有する。
- (2) 出国前にすでに少年援助給付が供与されていた場合は、従前、活動をしてきた地域担体が引き続き管轄を有する；その際、3ヶ月間までの援助給付の中断は考慮されない。

第 3 節 費用の支払い

第89条（常居所がない場合の費用の支払い）

第86条、第86条 a もしくは第86条 b に定める地域管轄について事実上の滞在が基準となるときは、地域担体が支出した費用は、その地域担体が属する広域担体により支払われる。

第89条 a（継続する里親養育における費用の支払い）

(1) 第86条 6 項に定める管轄に基づき一つの地域担体が支出した費用は、以前に管轄を有したか、または有したであろう地域担体により支払われる。養育人が常居所を変更するか、または給付が成年に達した後も第41条により継続されるときは、この費用支払い義務は存続する。

(2) 第 1 項により費用支払い義務を負うことになった地域担体が、給付の供与中、自ら他の地域担体または広域担体に対し費用支払い請求権を持つか持つであろうときは、第 1 項と異なり、後者の担体が第86条 6 項により現在管轄を有することになった地域担体に対し費用支払い義務を負うか負うことになる。

(3) 第 1 項の給付の供与中に、第86条 1 項ないし 5 項による地域管轄の基準となる常居所が変更するときは、第86条 6 項の適用がなければ管轄を有したであろう地域担体が費用支払い義務を負う。

第89条 b（児童ならびに少年の保護のための一時的措置の際の費用支払い）

(1) 児童もしくは少年の緊急一時保護（第42条）または身上配慮権者の同意

無しに行う児童もしくは少年の連れ出し（第43条）の枠内で一つの地域担体が支出した費用は、第86条が定める常居所により管轄を有するとされる地域担体により支払われる。

(2) 費用支払い義務を負う地域担体が存在しないときは、費用はその地域担体が属する広域の担体により支払われる。

(3) 緊急一時保護の後、第86条 7 項 1 文後段で定める管轄に基づき給付が供与される限りにおいては、第 1 項もしくは第 2 項により定められた費用支払い義務は存続する。

第89条 c（継続的もしくは一時的給付義務における費用支払い）

(1) 第86条 c の義務の枠内で一つの地域担体が支出した費用は、地域管轄の変更後に管轄を有することになった地域担体により支払われる。第86条 d の義務の枠内で一つの地域担体が支出した費用は、第86条、第86条 a および第86条 b が定める常居所により管轄を有するとされる地域担体により支払われる。

(2) 地域担体が、管轄を有する地域担体が義務に反して行動したために費用を支出したときは、後者の担体は費用の三分の一の金額を、しかしながら少なくとも50ユーロを追加して支払わなければならない。

(3) 費用支払い義務を負う地域担体が存在しないときは、費用は、第 1 項により活動した地域担体が属する広域の担体により支払われる。

第89条 d（入国後の少年援助供与の際の費

用支払い)

(1) 以下の場合には、地域担体が支出した費用は州により支払われる。

1. 若者もしくは第19条による給付権利者の入国後一月以内に少年援助が供与され、かつ

2. 地域管轄が、この者の事実上の滞在所または権限ある州官庁の割当て決定によるとき。

入国の日とは、国境を越えた日が官庁により確認されたときはその日、国内における滞在が初めて確認された日、または少年局での初めての面談の日を言う。その者が庇護を求めるか、または庇護の申請をする場合、第1文による支払い義務は影響を受けない。

(2) その者が国内で生まれた場合は、その者が生まれた州が支払い義務を負う。

(3) その者が外国で生まれた場合は、支払い義務を負う州は負担比較に基づき、連邦行政局により定められる。基準となるのは、前年の会計年度における住民一人当たりの

1. 本条の費用支払いにより、かつ

2. 第6条3項、第85条2項9号の定めに従い、その時々の州内の広域担体を通しての外国にいるドイツ人のための給付の供与により生じた負担である。

(4) 3ヶ月の関連期間に少年援助が供与されなかったときは、支出される費用の支払い義務は終了する。

(5) 第1項ないし第3項の費用支払い請求は、第89条ないし第89条cおよび第89条eの請求に優先する。

第89条 e (施設地の保護)

(1) 管轄が、父母、父母の一方、児童もしくは少年の常居所にしたがひ、かつ

常居所が教育、ケア、世話、治療もしくは刑の執行のための施設、他の家庭またはその他の居住施設にある場合は、施設、他の家庭またはその他の居住施設への受け入れ前にその者の常居所があった地域の担体が費用の支払い義務を負う。

(2) 費用の支払い義務を負う地域担体がないときは、費用は、支払いの権利を有する地域担体が属する広域の担体により支払われる。

第89条 f (費用支払いの範囲)

(1) 支出された費用は、任務の遂行が本編の規定に合致する限り支払われる。その際、活動した地域担体の領域内で活動の時点に適用される原則が有効である。

(2) 1000ユーロ未満の費用は、児童ならびに少年の保護のための一時的措置(第89条b)、継続的もしくは一時的給付義務(第89条c)、および入国後の少年援助供与(第89条d)の際にのみ支払われる。延滞利息は請求することができない。

(3) 本編による給付で、その算定に宿泊の費用が考慮された給付を受ける人々が数え入れられる予算の場合には、第10編第50条と異なり、給付の際に考慮される宿泊の費用の100分の56は、暖房と給湯の費用を除き支払われない。第10編第45条2項3文の場合、または給付と並び同時に住居費法に従い住居費が給付されたときは第1文は適用されない。

第89条 g (州法の留保)

州法により、本節による州と広域担体の任務は公法上の他の法人に移譲されることができる。

第89条 h (経過規定)

- (1) 1998年7月1日前に開始した、第89条 d の入国後の少年援助措置の費用の支払いについては、以下の経過規定が適用される。
- (2) 支払いのために連邦行政局が1998年7月1日前に支払い義務を負う広域担

体を特定した費用は、この時点まで有効であった規定により支払われる。1998年6月30日後に特定された場合は、1998年7月1日から有効な文言の第86条7項、第89条 b 3項、第89条 d および第89条 g が適用される。

第8章 参加費、費用の分担、移転

第1節 参加費の徴収

第90条 (参加費の徴収)

- (1) 次に示すサービス提供の利用のために、参加費または利用料を定めることができる。
 1. 第11条の少年事業、
 2. 第16条1項、2項1号および3号の家庭内教育の一般的助成、ならびに、
 3. 第22条、24条の昼間保育施設における児童の助成。州法は、児童のための昼間保育施設の利用のために支払われねばならない参加費および利用料の段階づけを、所得群や子の数、または、家族の人数に従って定めるか、自らしかるべく段階づけられた金額を決めることができる。
- (2) 第1項1号ならびに2号の場合には、次に示すときに、参加費または利用料は、申請に基づき全額または一部を免除するか、あるいは、公的少年援助の担体が引き受けることができる。

1. 負担を、
 - a. 児童または少年とその父母、または
 - b. 若年成年者に
要求できないとき、かつ、
2. 若者の発達のための助成が必要であるとき。児童または少年が親の一方とのみ一緒に生活しているときには、前号の父母は、この親の一方をもって読み替える。

- (3) 第1項3号の場合には、負担を父母ならびに児童に要求できないときには、参加費または利用料は、申請に基づき全額または一部が免除されるか、あるいは、公的少年援助の担体によって引き受けられるものとする。第2項2文が準用される。
- (4) 要求できる負担の確定のためには、州法が別の規整を講じない限り、連邦社会援助法第76条から79条、84条および85条が準用される。

第2節 費用の分担

第91条 (費用の分担の原則)

- (1) 児童または少年とその父母は、以下

の費用を分担する。

1. 社会教育学的な視点を伴った居住形式での児童または少年の宿舍（第13条3項），
 2. 緊急事態にある児童の世話と面倒見（第20条），
 3. 就学義務の履行のための児童または少年の必要的取容の際の支援（第21条），
 4. 次に示す形での教育援助，
 - a. デイグループ（第32条），
 - b. 里親養育（第33条），
 - c. ホームまたはその他の世話を受ける居住形態（第34条），
 - d. 自己の家庭外で実施される場合の集中的な社会教育学的個別の世話（第35条），
 5. 次に示す場所での心的障害を有する児童および少年のための統合援助，
 - a. 昼間施設およびその他の一時入所型の施設（第35条a1項2文2号），
 - b. 入所型の施設，その他の居住形態および適切な養育人（第35条a1項2文3号および4号），
 6. 児童または少年の緊急一時保護（第42条），
 7. 児童または少年の一時的託置（第43条）。
- (2) 父母および児童は，昼間保育の下にいる児童の助成（第23条，24条）のための諸給付の費用を分担する。児童が父母の一方とのみ一緒に生活しているときにはこの父母の一方と児童が費用を負担する。州法は，費用の出捐を，第90条1項，3項および4項の昼間保育施設における児童の助成のための規定に準じて規整することもできる。

(3) 若年成年者は次の費用を分担する。

1. 社会教育学的な視点を伴った居住形式での宿舍の提供（第13条3項），
2. 学校教育終了のための必要的取容の際の支援（第21条3文），および
3. 若年成年者が，1項4号および5号に挙げられている諸給付に合致する場合の若年成年者のための援助（第41条）。

(4) 第19条の諸給付の保障の際には，以下に挙げる者は，次に示す費用を分担する。

1. 児童自身およびその父母が，児童の世話と宿舍の提供の費用を，
2. 父母の一方自身とその配偶者が，父母の一方の世話と宿泊の提供の費用を，
3. 妊娠中の女子自身とその配偶者が，妊娠中の女子の世話と宿泊の提供の費用を分担する。

給付権をもつ父母の一方または妊娠中の女子が成年であるときには，配偶者は費用を負担させられない。この場合には，公的青少年援助の担体が，父母の一方または妊娠中の女子の扶養請求権を第95条，96条の基準にしたがい自らに移行することができる。

(5) 児童または少年の父母は，この児童または少年が費用を自分で負担することができないときにのみ費用を分担する。

(6) この費用は，必要な生計および疾病援助のための費用も含む。

(7) 行政費用は考慮されない。

第92条（公的青少年援助による費用負担の形式）

(1) 公的青少年援助の担体は，第91条所掲の者に，その所得および資産からの資金の調達に，第93条，94条の基準によ

ると要求できない場合には、第91条所掲の諸給付およびその他の任務の費用を負担する。

- (2) 理由がある場合には、公的青少年援助の担体は、第91条所掲の者にその所得および資産からの資金の調達か、第93条、94条の基準により要求できる場合にも費用を負担することができる。この範囲で、これらの者は、費用を分担する。
- (3) 第91条1項2号、4号、5号、6号、7号、3項3号および4項所掲の諸給付およびその他の任務の費用を、それら諸条項所掲の者に、その所得および資産からの資金の調達を第93条、94条の基準にしたがい要求できるとき、または、第94条3項により移行する扶養請求権が存在するときにも、公的青少年援助の担体が負担する。この範囲でこれらの者は費用を分担し、または、扶養請求権を行使する。

第93条 (分担の範囲)

- (1) 第91条所掲の任務の費用の分担は、第94条3項により児童または少年の扶養請求権が移行しない場合には、費用分担金の徴収により行われる。費用分担金は、第2項から4項および第94条の基準にしたがって算出され、かつ給付通知によって決められる。一緒に生活している父母は連帯債務者として責任を負う。
- (2) 第1項により費用分担金を徴収される父母および若年成年者ならびに第19条の給付権者は、連邦社会扶助法第79条、84条、85条の自己の所得および同法第89条の自己の資産から、費用を分担する。父母または父母の一方が、給付開始前に、児童または少年と一緒に生活していなかったときには、給付基

準となる所得限度の調査のために連邦社会扶助法第79条1項が適用されなくてはならない。

- (3) 児童または少年は、連邦社会扶助法第79条、84条および85条の基準による自己の所得からのみ費用を分担するものとする。
- (4) 所得の調査には、連邦社会扶助法第76条から78条が準用される。第13条3項、19条、21条、34条の独自のその他の居住形式、第23条の昼間保育、第33条の里親養育、第35条の集中的な社会教育学的な個別の世話および第35条a1項2文3号の適切な養育人の下での統合援助は、連邦社会扶助法第85条でいう同種の施設とみなされる。
- (5) 青少年援助のその時々給付と同じ目的に資する金銭給付の金額が、費用分担金と並んで組み入れられなくてはならない。
- (6) 児童または少年が妊娠しているとき、もしくは、6歳未満の実子を世話しているときには、父母の費用分担は見合わされなくてはならない。そうしなければ給付の目標および目的が危うくされるところと思われるとき、費用分担から特別な過酷さが発生すると思われるとき、または、特別な過酷さと結び付いた行政費用が費用負担との適切な関係に立たないだろうということが想定されうるときには、費用負担は、個別事例で全額または部分的に見合わされるものとする。

第94条 (父母の費用負担のための特別規定)

- (1) 教育援助 (第91条1項4号)、または、心的障害を有する児童ならびに少年のための統合援助 (第91条1項5号) が与えられる場合、父母または父

- 母の一方の費用負担に関する第93条2項から4項と異なり以下の特別規定が適用される。
- (2) 父母または父母の一方が、援助開始前に児童または少年と一緒に生活していたときには、かれらは、原則として、他の場所での託置によって節減された経費の額で、費用負担しなくてはならない。これらの節減された経費については、所得群にしたがい段階づけされた金額が定められるものとする。
- (3) 父母または父母の一方が、2項所掲の時点で、児童または少年と一緒に生活していなかったときには、かれらから費用分担金は徴収されない。父母が第91条1項4号bからd、または、5号bにより費用を負担しなくてはならない教育援助または統合援助が供与される場合、児童または少年の扶養請求権は、少年援助の給付およびその給付を引き起こす特別な必要が顧慮されないならば支払われるべき金額で、扶養法上の情報請求権と一緒に、公的少年援助の担体に移行するが、その額は給付される出費額を最高とする。過去分については、父母または父母の一方は、民法の要件のほかに、かれらに少年援助の供与が遅滞なく文書で通知されたときのみ要求できる。第2文および3文の請求権に関しては、民事訴訟によらなくてはならない。
- (4) 公的少年援助の担体は、自らに第3項により移行された扶養請求権を、扶養請求権を裁判上主張する権利を有する者と協力して、この目的のために児童または少年に逆委譲し、かつ、主張される権利を譲渡することができる。この公的少年援助の担体が、このことによって自ら負わされる費用は、引き受けなければならない。

第3節 請求権の移転

第95条（請求権の移転）

- (1) 第91条所掲の者のある者が、少年援助が供与される期間、第1編第12条でいう給付の担体ではない他の者に対する請求権をもつとき、公的少年援助の担体は、この他の者への書面による通知によって、この請求権が、その出費額を限度として公的少年援助の担体に移行するという結果をもたらすことができる。
- (2) 移行は、他の者が時宜を得た給付を行っていれば、少年援助が提供されなかったか、あるいは、費用分担金が支払われるであろうときにかぎり許される。移行は、請求権が譲渡、質権設定もしくは差押えることはできないとい

うことによっては排除されない。

- (3) 書面による通知は、援助が中断することなく供与される間に、請求権の移行をもたらす。2ヶ月以上の期間は中断とみなされる。
- (4) 請求権の移行をもたらす行政行為に対する異議および取消しの訴えは、延期効果をもたない。

第96条（民法上の扶養義務者に対する請求権の移転）

- (1) 公的少年援助の担体は、民法上の扶養義務者に対する第95条の請求権の移行を、次に示す場合にのみ行うことが許される。
1. 成年者に
 - a. 第13条3項, 19条, または21条

3 項の給付が供与される時、または、

- b. 第41条の給付が供与され、第91条3項3号により成年者がその費用を支払わなければならないとき、および、

2. 扶養義務者がその成年者と1親等の血族または配偶者である場合。

給付権者が妊娠しているとき、または、自己の6歳未満の實子を世話しているときは、1親等の血族に対する扶養請求権は、移行されてはならない。

- (2) 公的幼年援助の担体は、幼年援助の給付およびその給付を引き起こす特別な必要が顧慮されないならば、支払われるべきだが、その額は給付される出

費額を最高とする金額でのみ扶養請求権の移行を許す。扶養義務者が、扶養権利者の成年到達前に、第94条2項により費用分担させられたとき、地域の担体は、よそでの託置によって免れた経費に基づいて要求される出費額でのみ移行を許す。

- (3) 過去分については、扶養義務者は、民法の要件のほかに、この者に給付の許可が遅滞なく文書により通知されたときにのみ要求できる。
- (4) 公的な担体は、移転が過酷さを意味するか、または、請求と結びついた行政費用が扶養料給付と適切な関係に立たないと思われる場合には、移行を見合わせるものとする。

第4節 補充規定

第97条 (社会給付の確定)

公的幼年援助の支給権をもつ担体は、社会給付を確定し、かつ、法律上の手段をとることができる。この担体の故意過失なくして過ぎ去った期間の経過は、この担体に不利益を与えない。前文の期間は、公的幼年援助の担体が手続きを自ら行うときには、手続き期間とはみなされない。

第97条 a (情報提供義務)

- (1) 第90条の参加費の算定、引受け、または、免除、あるいは、第93条、94条1項の費用分担金の算出のために必要なときには、父母または父母の一方および若年成年者は、地域の担体に自己の所得および資産状況について情報を提供する義務を負う。児童または少年の財産配慮権を有する父母または父母の一方は、児童または少年の所得についての情報提供も義務づけられてい

る。児童または少年の財産に関する配慮が、他の者に委譲されている場合は、これらの者が父母の代わりになる。

- (2) 第94条3項により移行された扶養請求権の主張、または第96条の扶養請求権の移転のために必要であるときには、児童または少年の父母または父母の一方、もしくは、若年成年者および若年成年者の配偶者は、地域の担体に自己の所得および資産状況について情報提供する義務を負う。
- (3) 第1項および2項の情報提供義務は、雇用者の名前や住所を挙げる義務、雇用関係の種類について情報提供する義務、および、求めに応じて証明書を提出する、もしくは、証明書の提出に同意する義務も含む。所得群により段階づけられた総計金額が規定または設定されている、第90条1項2文の

州法の規定が存在する場合、所得の高さについて、情報提供義務と第90条1項3号の参加費の算定のための証明書の提出義務は、特定の所得群への所属の届け出だけに限定されている。

- (4) 第1項および2項により情報提供義務を負う者のうちのある者がその義務に従わない、または、その情報提供の誤りについての現実的な根拠が存在するときには、この者の雇用者は、地域の担体にこの者の雇用関係の種類と労働収入に関して情報提供する義務を負う。第3項2文が準用される。情報提供義務を負わされた者には、雇用者へ

の照会前に、情報提供のための適切な期間が設定されなくてはならない。この者には、期間経過後、雇用者の下にある必要な情報が入手されるという注意が喚起されなくてはならない。

- (5) 第1項および第2項により情報提供の義務を負わされた者は、自己または民事訴訟法第383条1項1号から3号で示されている身内の者のある者を、犯罪行為または秩序違反を理由として訴追される危険にさらすことになると思われるときには、情報提供を拒否することができる。

第9章 児童および少年援助の統計

第98条（調査の目的と範囲）

本編の諸規定の効果の評価と本編の継続的發展のために、次に挙げる事項についての継続的な調査が連邦の統計として実施されなくてはならない。

1. 次に挙げる事項の受取人
 - a. 教育援助,
 - b. 若年成年者のための援助, および
 - c. 心的障害を有する児童および少年のための統合援助,
2. 保護のための仮の措置が講じられた児童および少年,
3. 養子にされた児童および少年,
4. 少年局の官庁保護, 官庁後見または補佐の下にいる児童および少年,
5. 養育許可が付与された児童および少年,
6. 配慮法上の諸措置,
7. 父性の確定,
8. 公的資金によって助成された少年

事業の提供,

9. 少年援助における施設, 官署および事務所, ならびに、そこで仕事をする者, ならびに,
10. 公的少年援助の支出と収入。

第99条（調査の指標）

- (1) 教育援助, 心的障害を有する児童ならびに少年のための統合援助, および, 若年成年者のための援助に関する調査についての指標は、次のように区分される。

1. 第29条から31条の教育援助の受取人としての児童, 少年および家族, ならびに, 第41条の若年成年者は, 以下の事項にしたがって区分される。
 - a. 担体および援助の種類, 援助を首唱した機関または人々, 援助の開始と終了の年月, および, 援助の継続, ならびに, 援助の動機の種類,

- b. 児童, 少年および若年成年者については, a. 所掲の指標に加えて, 性別, 生年, 国籍, 親子関係および援助中の滞在所の種類,
- c. 家族については, a. 所掲の指標に加えて, 家族関係, 父母または配慮権を有する父母の一方の国籍, 家族内および家族外で生活している児童および少年の数, 家族内で生活している児童または少年の最年少者と最年長者の生年,
2. 第28条, 35条 a または 41条の相談サービス員または相談施設による相談が実施されている児童, 少年ならびに若年成年者は, 以下の事項にしたがって区分される。
- a. 担体の種類および相談機関への連絡方法, 相談および治療の形式および重点, 相談開始と終了の年月, 終了理由ならびに相談の動機の種類,
- b. 相談が行われる, 児童, 少年および若年成年者については, 追加的に, 性別, 年齢集団, 国籍, 兄弟姉妹の数および相談開始時の滞在所の種類,
3. 第32条から35条の教育援助の受取人, 第35条 a の心的障害を有する児童および少年のための統合援助の受取人, ならびに, 第41条の若年成年者は, 以下の事項にしたがって区分される。
- a. 性別, 生年, 国籍および親子関係,
- b. 父母または配慮権を有する父母の一方の家族法上の身分, 父母の配慮権剥奪または死亡, 滞在所の種類, ならびに, 援助付与前の学校および職業教育関係,
- c. 現在および過去の援助の種類, 援助開始の年月,
- d. 援助中の託置の形式および託置のための後見裁判官の決定,
- e. 援助付与中の託置変更については, a. 所掲の指標に加えて, 託置変更の日付, 託置の今までおよび現在の形式, ならびに, 援助の種類,
- f. 援助方法の終わりに, a. から d. 所掲の指標に加えて, 学校および職業教育関係の最近の状態, ならびに, 託置形式の変更, 援助終了の年月および原因, 引き続いたの対在所の種類。さらに, 施設または里親養育での託置については, 託置の回数と期間。
- (2) 児童および少年の保護のための仮の措置に関する調査の指標は, 保護のために第42条および43条の措置が講じられた児童および少年は, 以下の事項にしたがって区分される。
1. 措置の担体の種類, 措置の種類, 措置中の託置の形式, 措置を首唱した機関または人的サークル, 措置の始期と継続期間, 措置の動機, 引き続いたの援助の種類,
2. 児童および少年については, 1号で挙げられた指標に加えて, 性別, 年齢集団, 国籍, 措置開始前の滞在の種類,
- (3) 養子縁組に関する調査の指標は, 以下の事項にしたがって区分される。
1. 養子にされた児童および少年は, 以下の事項にしたがって区分される。
- a. 性別, 生年, 国籍, 親子関係および養子縁組斡旋サービスの担体の種類

- b. 養子にされた児童の出自，養子縁組養育前の託置の種類，父母または配慮権を有する父母の一方の家族法上の身分，もしくは，養子縁組養育の開始時の父母の死ならびに養子縁組のための同意の補充。
- c. 養母となる者または養父となる者の国籍，および，子どもとの血族関係。
2. 以下の事項の数
- a. 言い渡された養子縁組および廃棄された養子縁組，ならびに，中止された養子縁組養育，[さらに]養子縁組斡旋サービスの担体の種類により区分される，
- b. 事前登録された養子縁組希望者，養子縁組のために事前登録され，かつ，養子縁組養育に託置された児童および少年は，補足的に，性別にしたがって，養子縁組斡旋サービスの担体の種類によって区分される。
- (4) 官庁保護および官庁後見，ならびに，補佐に関する調査の指標は，
1. 法定の官庁後見，
 2. 任命された官庁後見，
 3. 任命された職務上の保護，ならびに，
 4. 補佐
- の下にある児童および少年の数であり，それは，性別，少年局の活動の方法，ならびに，ドイツ国籍と外国籍（ドイツ人／外国人）により区分される。
- (5) 第44条の養育許可が付与された児童および少年に関する調査の指標は，性別および養育の種類にしたがって区分される，児童および少年の数である。
- (6) 配慮法上の措置に関する調査の指標は，次に挙げる児童および少年の数である。
1. 親の配慮権の完全なまたは部分的な剥奪のために
 - a. 第50条3項により訴えられ，
 - b. 裁判上の措置が行われた，
 2. 身上配慮権が，完全にまたは部分的に少年局に委譲され，性別および委譲された事務の範囲にしたがって区分されている。
- (7) 父性の確定に関する調査の指標は，父性確定の方法ならびに確定されていない父性の数である。
- (8) 第11条の少年事業の提供者に関する調査の指標は，次に示す領域での公的資金によって助成された措置である。
1. 学校外少年教育（第11条3項1号），
 2. 児童および少年のレクリエーション（第11条3項5号），
 3. 国際的少年事業（第11条3項4号），ならびに，
 4. 協力者のための継続教育措置（第74条6項），
- これらの措置は，担体の種類，措置の機関，ならびに，参加者の数および性別にしたがい，補足的に，国際少年事業の場合には，相手国や国内および外国での措置にしたがって区分される。
- (9) 少年援助における施設，官署および事務所，ならびに，そこで働く者に関する調査の指標は，次に示す通りである。
1. 施設は，施設の種類，担体の種類，ならびに，利用可能な場所の種類および数によって区分される。
 2. 公的少年援助の官署および民間の

少年援助の担体の事務所は、担体の種類によって区分される。

3. 各々の専従および非常勤として働いているものについては、次の通りである。
 - a. 施設、官署、事務所の種類、
 - b. 施設の担体の種類とそこでの利用可能な場所、
 - c. 性別および生年、
 - d. 職業訓練修了の種類、職業上の地位、仕事および活動領域の種類。
- (10) 公的少年援助の支出と徴収の調査の指標は次の通りである。
 1. 担体の種類、
 2. 支出の種類および援助の種類、ならびに、収入の種類別の収入により区分される個人援助とグループ援助のための支出、
 3. 施設種別により区分される、種別ごとの施設のための支出と収入、
 4. 地域的な担体と地域をまたがる担体、ならびに、地域的な担体ではない、郡に属する市町村と市町村連合で、少年援助の任務を引受ける職員への支出。

第100条 (照会用事項)

援助の徴表は、次に挙げるものである。

1. 情報提供義務者の氏名と住所、
2. 第99条1項、2項および3項1号の調査のための援助給付する場所の認識番号、
3. 万一の場合に緊急問い合わせをすることができる者の氏名と電話番号。

第101条 (定期性と報告の間隔)

- (1) 第99条第1項の調査は、心的障害を有する児童および少年のための統合援

助に関するかぎりでは、2000年に開始しており、第2項の調査は1995年に開始している、同条1項から7項および10項の調査は、毎年行わなければならない。同条8項の調査は、1992年に開始しており、9項の調査は1994年に開始している、第99条のその他の調査は、4年ごとに行わなくてはならない。

- (2) 以下の各条項による調査の日付は、次の通りである。
 1. 第99条1項1号の調査は、援助が終了した時点であり、持続的な援助が行われているときには12月31日である、
 2. 第99条1項2号の調査は、相談終了時である、
 3. 第99条1項3号aからdの調査は、援助方法の一つの開始時である、
 4. 第99条1項3号eの調査は、援助提供中の託置変更時である、
 5. 第99条1項3号fの調査は、援助方法の一つの終了時である、
 6. 第99条2項の調査は、仮の措置の終了時である、
 7. 第99条3項1号の調査は、養子縁組についての法的に有効な裁判の時である、
 8. 第99条3項2号aおよび6項から8項、ならびに、10項の調査は、満了した暦年である、
 9. 第99条3項2号bおよび4項、5項ならびに9項の調査は、12月31日である。
- (3) 現状調査については、第99条1項3号aからdの調査指標は、1991年を開始の年として5年ごとに把握する。現状調査は、第1回は1991年1月1日

に、1995年からは毎回12月31日に実施する。その間の数年間は、第99条1項3号aからfの調査指標による集計を行う。

第102条（情報提供義務）

- (1) 調査のために、情報提供義務がある。第100条3号の記載事項は任意である。
- (2) 情報提供義務を負うのは次に挙げる者である。
 1. 第99条1項から10項、独自の措置が実施されるときにのみ8項の調査のための少年援助の地域の担体、
 2. 第99条3項ならびに8項から10項、独自の措置が実施されるときにのみ8項の調査のための広域単体、
 3. 第99条8項から10項の調査のための州の最上級少年官署、
 4. 第99条10項の調査のための専門的に管轄する最上級の連邦の官署、
 5. 第99条8項から10項の調査のためには、第69条5項でいう少年援助の任務を引受けるときには、郡に属する市町村と市町村連合、
 6. 第99条1項1号および2号、2項、3項、8項および9項の調査のための民間の少年援助の担体、
 7. 第99条9項の調査のための、少年援助における施設、官署および事務

所の長。

- (3) 第99条1項、2項、3項、8項および9項の調査の実施のためには、公的少年援助の担体は、州の統計局にその他の情報提供義務者の必要な住所を伝える。

第103条（伝達）

- (1) 専門的に管轄する連邦または州の最上級官署には、一覧表の欄が単一の事例だけを示している場合でも、立法機関に対する利用のためおよび計画立案のために、連邦統計局および州の統計局から統計結果の一覧表を伝達することが許されるが、個別事例の規整のためには許されない。一覧表の欄が単一の事例だけを示している表は、それが、県レベルより細かく解明されず、都市国家（注・ブレーメン・ハンブルグ・ベルリンのこと）の場合には郡レベルより詳しく解明されていないときにのみ、伝達することが許される。
- (2) 連邦統計法第16条5項の要件が存在するときには、もっぱら統計目的のために、統計上の任務の遂行のために管轄権を有する市町村および市町村連合の機関に、第99条の調査からの個別記載を、照会用事項を除いて伝達することが許される。

第10章 刑罰および過料規定

第104条（過料規定）

- (1) 次に挙げる行為を行う者は、秩序違反行為を犯している。
 1. 第44条1項1文の許可を得ずに、児童または少年を世話し、もしくは、宿泊場所を与える、

2. 第45条1項1文に反して、第48条a1項との関連でも、許可なくして施設またはその他の居住形態を経営する、または、
3. 第47条1項または2項に反して、報告しない、正しくまたは適切な時

に報告しない、または、

4. 第97条 a 4 項に反して、故意または過失により、雇用者として情報を提供しない、正しくまたは適切な時に情報を提供しない。
- (2) 第1項1号、3号および4号の秩序違反は、500ユーロ以下の過料に、第1項2号の秩序違反は、15,000ユーロ以下の過料に処することができる。

第105条（刑罰規定）

1年までの自由刑または罰金により、

次に挙げる者は処罰される。

1. 第104条1項1号または2号に示されている行為を行い、かつ、その行為によって、軽率に児童または少年を、その身体的、精神的または心的発達について重大な危険にさらす者、または、
2. 第104条1項1号または2号に示されている故意行為を頑強に繰り返す者。

【おことわり】

諸事情により邦訳の刊行が約2年にわたって中断した。今回、これを再開し、完結させるにあたり、その掲載部分は2005年1月20日現在の条文によった。前2回の邦訳は2001年1月1日現在のテキストを使用した。この間、本法（とくに今回邦訳部分）は何度か改正されており、旧条文を使用しても意味がないと考えたからである。そのために、全体としてみると前2回の邦訳部分と一致しないところが出てしまったが、近く全体を見直し、全条文訳を1つにまとめて刊行することを予定している。現時における不一致については、ご海容のほど、お願い申し上げます。